

令和3年2月25日

会員各位

一般社団法人愛知県自動車整備振興会

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車及びレンタカーの定期点検について（適用期間の再々延長）

【新型コロナウイルス関連】

前略 新型コロナウイルス感染症の影響により、稼働しないこととなった事業用自動車及びレンタカーの定期点検については、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、法定点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、その取扱いを令和3年3月31日まで延長されているところですが、今般、依然としてこれらの自動車の利用者減少が改善されないことから、別紙のとおり本取扱いを令和3年6月30日までとする旨、国土交通省より日整連を通じて、事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

<参考：業務連絡（令和2年12月15日付け）>

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車及びレンタカーの定期点検について（適用期間の再延長）【新型コロナウイルス関連】

事務連絡
令和3年2月22日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
整備班長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車及びレンタカーの定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車及びレンタカーの定期点検については、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、法定点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、その取扱いを令和3年3月31日まで延長しているところ です。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてこれらの自動車の利用者減少が改善される状況にないことから、別添により、本取扱いを令和3年6月30日までとしましたので、連絡いたします。

国自旅第424号
国自整第298号
令和3年2月16日

各地方運輸局

自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和2年12月1日付け国自旅第312号、国自整第225号により、その取扱いを令和3年3月31日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和3年6月30日までとしたので了知されたい。

また、非稼働期間を令和3年3月31日までとして申請（令和2年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を令和3年6月30日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】※電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp（前回より変更なし）
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。

国自安第191号の2
国自旅第415号の2
国自整第296号の2
令和3年2月19日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

自動車局安全政策課長

旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和2年12月10日付け国自安第148号、国自旅第333号、国自整第233号により、その取扱いを令和3年3月31日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和3年6月30日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和3年3月31日までとして申請（令和2年12月31日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和3年6月30日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第

357号付けの通達の1.(2)の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

業 務 連 絡
令和 2 年 1 2 月 1 5 日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 御中
道内整備協同組合

一 般 社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車及びレンタカーの定期点検について（適用期間の再延長）
【新型コロナウイルス関連】

前略 新型コロナウイルス感染症の影響により、稼働しないこととなった事業用自動車及びレンタカーの定期点検については、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、法定点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、その取扱いを令和 2 年 1 2 月 3 1 日まで延長されているところですが、今般、国土交通省より、依然としてこれらの自動車の利用者減少が改善されることがないことから、別紙のとおり本取扱いを令和 3 年 3 月 3 1 日までとする旨、事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

草々

<参考 1：業務連絡（令和 2 年 5 月 1 4 日付け）>

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）【新型コロナウイルス関連】

<参考 2：業務連絡（令和 2 年 9 月 2 日付け）>

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）【新型コロナウイルス関連】

（本件に関するお問い合わせ：事業部 志村、根本、與戸、遠藤）

事務連絡
令和2年12月11日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
整備班長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車及びレンタカーの定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車及びレンタカーの定期点検については、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、法定点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、その取扱いを令和2年12月31日まで延長しているところ です。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてこれらの自動車の利用者減少が改善される状況にないことから、別添により、本取扱いを令和3年3月31日までとしましたので、連絡いたします。

国自旅第312号
国自整第255号
令和2年12月1日

各地方運輸局

自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和2年9月1日付け国自旅第190号、国自整第149号により、その取扱いを令和2年12月31日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和3年3月31日までとしたので了知されたい。

また、非稼働期間を令和2年12月31日までとして申請（同年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を令和3年3月31日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】※電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp（前回より変更なし）
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。

国自安第148号の2
国自旅第333号の2
国自整第233号の2
令和2年12月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和2年8月24日付け国自安第68号、国自旅第174号、国自整第134号により、その取扱いを令和2年12月31日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和3年3月31日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和2年12月31日までとして申請（同年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和3年3月31日までと読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

業 務 連 絡
令和2年5月14日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 御中
道内整備協同組合

一 般 社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

【新型コロナウイルス関連】

前略 新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の取扱いにつきましては、業務連絡（令和2年4月2日付）でお知らせしましたが、今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和2年9月30日まで延長することとした旨、国土交通省より当会あてに別紙の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

草々

（本件に関する問合せ：日整連 事業部 志村、根本、與戸、遠藤）

事務連絡
令和2年5月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
点検整備推進対策官

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について、令和2年4月2日付け事務連絡により連絡しているところです。

今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、別添により本取扱いの適用期間を令和2年9月30日までとしましたので、連絡いたします。

別 添

国自安第 1 1 号
国自旅第 4 4 号
国自整第 2 7 号
令和 2 年 5 月 1 2 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長
旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和 2 年 3 月 3 1 日付け国自安第 2 1 5 号、国自旅第 3 3 3 号、国自整第 3 5 7 号により通知しているところです。

今般、政府の緊急事態宣言が 5 月 3 1 日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和 2 年 9 月 3 0 日までとしますのぞ知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和 2 年 6 月 3 0 日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を同年 9 月 3 0 日までと読み替えるものとします。

なお、本通達は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛に通知していることを申し添えます。

業 務 連 絡
令 和 2 年 9 月 2 日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 御中
道内整備協同組合

一 般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）

【新型コロナウイルス関連】

前略 新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検の取扱いにつきましては、業務連絡（令和2年5月12日付）でお知らせしておりますが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和2年12月31日まで延長することとする旨、国土交通省より当会あてに別添の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

草々

（本件に関する問合せ：日整連 事業部 志村、根本、與戸、遠藤）

事務連絡
令和2年9月2日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
整備班長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、別紙により、本取扱いを令和2年12月31日までとしましたので、連絡いたします。

国自旅第190号の2
国自整第149号の2
令和2年9月1日

一般社団法人全国レンタカー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）

標記について、別添のとおり、各地方運輸局等自動車交通部長及び自動車技術安全部長あて通達した
ので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

国自旅第190号
国自整第149号
令和2年9月1日

各地方運輸局

自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和2年12月31日までとしたのでしたのをご告知いたします。

また、非稼働期間を令和2年9月30日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を同年12月31日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】※電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp（前回より変更なし）
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。